

県内大商談会開催事業
まるごと岡山展示大商談会 2022～食品・雑貨～
募集要項

1 目 的

新型コロナウイルス感染症の影響から、見本市や商談会の中止、延期が続く中、県内事業者は商談機会が減少し、大きな打撃を受けています。ついては、県内中小事業者（食品/雑貨）が製造する魅力あふれる商品の販路拡大を支援するため、県内外の百貨店・スーパー・専門店などの小売業や卸・商社等との県内での展示商談会を開催します。

2 実施主体

岡山県、（公財）岡山県産業振興財団

3 募集概要

（１）県内大商談会の概要

- ・ 名 称 「まるごと岡山展示大商談会 2022～食品・雑貨～」
- ・ 開催日時 令和4年3月3日（木）10：30～17：00
- ・ 開催場所 岡山コンベンションセンター（岡山市北区駅元町14番1号）
- ・ 内 容 等 ① 展示商談会（個別の販路開拓商談会、フリー商談を含む）
出展事業者はブース出展を行うと同時に、出展ブースにてバイヤーとの事前予約制の個別商談会及びフリーの商談を実施します。
※ただし、必ずしも個別商談のマッチングがあるとは限りません。
- ② 首都圏バイヤー等による商品個別評価
首都圏バイヤー等から販路開拓や商品開発の進め方等のアドバイスを受けられます。

（２）ブースの概要（予定）

- ・ 募集事業者数 70者（小間）程度
（※1者につき1小間。応募多数の場合は選考。）
- ・ 出 展 料 20,000円（税込）
- ・ そ の 他 ・ 令和4年1月下旬頃、出展事業者説明会（オンライン）を行います。
・ 出展期間中は原則として商談可能な方の滞在が必須です。
・ 展示ブースで電気を使用することはできません。

4 注意事項

- （１）本展示商談会は、事前予約制の個別商談がメインの展示会です。
- （２）出展事業者には当日及び事後アンケートをご提出いただきます。
- （３）出展事業者は、安全かつスムーズな運営のため、事務局の指示に従ってください。
- （４）小間の配置等は、業種等を考慮して事務局が決定しますので、ご了承ください。

- (5) 展示品の管理は、出展事業者の責任において行ってください。事務局は、展示品の損害、盗難、紛失、破損等について一切責任を負いません。
- (6) 特別なノウハウや秘密事項については、出展事業者自身で予め法的保護を行うなどの対応をお願いします。
- (7) 本展示商談会は、新型コロナウイルス感染拡大などの状況に応じ、事務局の判断により開催方法の変更、中止となる可能性がありますので、ご了承ください。
- (8) 出展の採択通知後に自己都合により出展を取り下げの場合は、出展料については返金できません。

5 応募資格

優れた雑貨、加工食品・飲料等を有し、積極的に販路開拓を目指す中小企業等（※1）で、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 岡山県内に本社又は主たる事業所を有すること。
- (2) 県税を滞納していないこと。（出展決定の事業者等には県税の「県徴収金等の滞納がないこと」という記載のある納税証明書原本（提出時に証明書発行日から3か月以内のもの）の提出をお願いします。）
- (3) 暴力団員等に該当する者、暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある者、又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者のいずれでもないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 事業者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (6) 食品衛生法、JAS法(日本農林規格等に関する法律)、農薬取締法、健康増進法、薬機法、景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)、計量法等及びJIS規格(日本工業規格)等、関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- (7) 原材料の調達から納品までのいずれの段階においても、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- (8) 厚生労働省が掲げるHACCPに沿った衛生管理に取り組んでいること又は今後対応予定であること。HACCPについて不明な点等あれば、財団までご連絡ください。（食品関連事業者のみ）（※2）
- (9) 各種保険等に参加する等、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできること。
- (10) 原則、前日の搬入日にブースを設置し、当日の17時までブースを設け、バイヤーに対する商談及び商材の説明等のため商談可能な方の滞在が可能であること。また撤去作業のため18時30分頃まで滞在が可能であること。

※1 「中小企業等」とは、中小企業支援法（昭和38年7月15日法律第147号）第2条に規定する中小企業者、任意のグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者

の利益となる事業を営む者) のこと

※2 令和3年6月から原則としてすべての食品等事業者は「HACCPに沿った衛生管理」に取り組んでいただくことが必要となるため、今後、支援事業の申込時に HACCP に沿った衛生管理の内容が確認できる「衛生管理計画」及び「記録簿」等の提出を求める予定としている。

<HACCP に沿った衛生管理の制度化について（厚生労働省）>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/

6 応募方法

(1) 提出書類・提出方法

【参加申込】

(公財) 岡山県産業振興財団の Web サイトからお申込みください。

① ・ F C P 展示会・商談会シート（食品関連事業者）

・ 展示会・商談会シート（雑貨関連事業者）

(公財) 岡山県産業振興財団の Web サイトから様式をダウンロードしてください。

※ 最大5商品までとなります。

② 会社概要（企業のパフレット等）

※ ①の書類と併せて、8 申し込み先・問い合わせ先に記載のメールアドレス宛にメールによりご提出ください。

◆（公財）岡山県産業振興財団の Web サイト

https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/event_detail/index/2458.html

・ 採択後、岡山県税に滞納がないことを証明する県税の「県徴収金等の滞納がないこと」という記載のある納税証明書原本（提出時に証明書発行日から3か月以内のもの）、出展確認票、パフレット作成関係書類等を提出していただきます。

・ ご提出いただいた申込書類及び添付書類などについては返却いたしません。

・ 応募に係る費用は、すべて応募者の負担となります。

(2) 提出部数

1部

(3) 提出先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 創業・販路開拓支援課

〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀 5301（テクノサポート岡山）

Eメール：shinfo@optic.or.jp

(4) 応募期間

令和3年11月22日（月）から12月24日（金）17時（必着）

7 選考について

(1) 応募者多数の場合は、選考の上、出展事業者を決定します。

(2) 選考の結果（不採択の理由等）に関する問合せには応じかねますので、あらかじめご了承ください。

8 申し込み先・問い合わせ先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 創業・販路開拓支援課

担当：瀬尾（せのお）、藤井

〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀 5301（テクノサポート岡山）

電話：086-286-9677 FAX：086-286-9691 Eメール：shinfo@optic.or.jp